

2021年2月4日
ピジョンタヒラ株式会社

新型コロナウイルス 緊急事態宣言期間延長に伴う在宅勤務体制のご連絡

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言が、10都府県で3月7日まで延長との政府発表を受けました。

つきましては、当該地域で事業活動を行う下記の拠点・営業所におきまして、在宅勤務を基本とした業務体制を継続させていただきます。

【在宅勤務を基本とした業務を継続する拠点】

- ・ピジョンタヒラ本社
(東日本営業部、東京営業所、広域販売G、管理部、計画部、マーケティング部)
- ・ピジョンタヒラ大阪 (西日本営業部、大阪営業所)
- ・ピジョンタヒラ名古屋(名古屋営業所)
- ・ピジョンタヒラ福岡(福岡営業所)

【対象期間】

- ・3月7日(日)まで 3月8日(月)以降は改めてご連絡いたします。

営業に関するお問い合わせにつきましては、各営業担当に直接お問い合わせください。

下記メールやホームページでも、お問い合わせを受け付けております。

メール : hhcinfo-admin@pigeon.com

ホームページ : https://www.pigeontahira.co.jp/inquiry_no_products/

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上